基

進

許認可等の内容		煙火の消費許可			
根拠法令等及び条項		火薬類取締法第25条第1項			
		栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第1の			
		22の2の項第1号			
標準処理期間	根拠条項	未設定			
	設定等年月日	平成	年	月	日設定
		平成	年	月	日最終変更
	標準処理期間		日		
	根拠条項	栃木県煙火消費許可等事務処理要領			
	参考事項				
	設定等年月日	平成19年2月28日設定			
		平成28年3月18日最終変更			
1	1				

## 【基準】

(許可基準)

- 第5条 市町長は、第3条の規定による許可の申請があったときは、その内容を審査し、 次条から第12条までの基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしては ならない。
- 2 市町長は、煙火消費の目的、場所、日時、数量又は方法が不適当であると認めると きその他煙火の消費が災害の防止に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、許可 をしてはならない。

(保安距離)

第6条 煙火を消費する場合には、煙火の種類及び重量に応じて、打揚煙火の打揚筒及び仕掛煙火の設置場所から、通路、人の集合する場所、建物等に対して安全な距離(以下「保安距離」という。)をとらなければならない。ただし、主催者が所有又は占有する耐火性建築物及び道路管理者の同意が得られ、かつ、交通制限が可能な道路については、この限りでない。

(打揚煙火の保安距離)

- 第7条 打揚煙火(スターマインを含む。以下同じ。)の保安距離は、別表2の距離を必要最低限の距離とする。
- 2 市町長は、消費場所の地理的状況、気象状況、警備方法、火災の警戒及び消火体制 等を総合的に判断して、前項の保安距離を延伸することができる。

(打揚煙火以外の煙火の保安距離)

第8条 打揚煙火以外の煙火(手筒煙火を除く。)の保安距離は、別表3の距離を必要最 低限の距離とする。

- 2 手筒煙火の保安距離は、別表4の距離を必要最低限の距離とする。
- 3 市町長は、消費場所の地理的状況、気象状況、警備方法、火災の警戒及び消火体制 等を総合的に判断して、前2項の保安距離を延伸することができる。

(保安管理体制の整備)

- 第9条 煙火を消費しようとする者は、次の各号に掲げる保安管理体制を整え、消費場所の安全を確保しなければならない。なお、第2号に掲げる者と第3号に掲げる者及び第5号に掲げる者と第6号に掲げる者は、消費の規模により、保安上支障がない場合に限り、兼務をすることができる。
  - (1) 煙火最高保安責任者 (安全確保の総括管理をする者)
  - (2) 煙火保安責任者 (消費場所における保安責任者)
  - (3) 煙火連絡責任者 (消費場所における保安担当者)
  - (4) 煙火消費総責任者 (煙火消費業務における最高責任者)
  - (5) 現場責任者 (煙火消費業務における保安責任者)
  - (6) 各班責任者 (現場責任者の指示の下、消費従事者を指揮する者)
- 2 煙火を消費しようとする者は、事故の発生、天候の急変等緊急時の措置について、 あらかじめ十分な検討を行うとともに、かかる事態の発生に際しては、迅速に対応し なければならない。

(打揚煙火に係る保安対策)

- 第10条 煙火を消費しようとする者は、不開発玉(打揚筒から発射された煙火玉が上空で開かずに地上に落下したものをいう。以下同じ。)の発生等を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 親みち (煙火玉の導火線をいう。)に伝火薬を付ける、着火薬を付ける、薬紙を付ける、着火線を付ける等の不着火防止対策を実施すること。
  - (2) 重ね玉の場合、上下の玉をクラフト紙若しくはビニール袋で包み、又は上の玉と下の玉との間に緩衝材を使用すること等により、運搬中の上下の玉の衝突又は動揺による親みちの火薬のこぼれ又は損傷を防ぐ措置を講じること。ただし、消費場所において、煙火玉を打揚筒に装てんする場合は、この限りでない。
  - (3) 煙火玉に方向性を与えるために、次のアからウまでに掲げる措置を講じること。 ア 適正量の打揚用火薬を使用し、装薬に当たっては、片寄りが生じないように慎 重に行うこと。
    - イ 打揚筒は、垂直に固定し、かつ、打ち揚げの際の衝撃により、当該打揚筒の方 向が変化しないように確実に固定すること。
    - ウ 直径9cmを超える煙火玉には、取手、なわ、ひも等の装着その他の保安上の措置を講じること。
  - (4) 打揚筒に煙火玉を重ねて装てんする場合は、2個までとすること。

(消費場所における保安対策)

- 第11条 煙火を消費しようとする者は、消費場所において、次の各号に掲げる保安対 策を講じなければならない。
- (1) 保安距離を確保するため、煙火が消費場所に到着した時点から煙火消費終了後の

残火薬類の確認及び回収作業が終了するまでの間、関係者以外の立ち入りを禁止する危険区域を、看板、柵、ロープ等の設置又は警備員の配置等により、具体的に設定すること。

- (2) 消費場所周辺及び星等の落下が予想される場所に枯草等の着火しやすい物(以下「着火物」という。)がある場合には、当該着火物を事前に撤去する、散水する、防炎シートで覆う等の防火措置を講じること。
- (3) 手筒煙火を消費する場合には、火の粉の吹き出し方向の前後に、次の基準を満たす防護壁を設置すること。
  - ア 鏡等が飛来しても防護できる強度を有するもので、畳、土のう等とすること。
  - イ 幅は、筒の左右の振れが起こっても対応できる長さとし、2m程度とすること。
  - ウ 地面からの高さは、90cm程度とし、防護壁と手筒煙火までの距離は、筒の上下の振れが起こっても鏡等の飛来を防護できる距離とすること。
- (4) 煙火の消費終了後、直ちに消費場所周辺の残火薬類の有無の確認及び回収を行う ほか、翌日早朝にも同様に実施すること。併せて、その結果を市町長に報告すること。

(煙火の消費作業従事者)

第12条 煙火の消費において、火薬類を取り扱う者は、公益社団法人日本煙火協会が 定める「煙火消費保安手帳」又は「煙火消費保安臨時手帳」を所持する者に限る。